

東証、上場制度見直しの 規則改正を決定

制度調査部
横山 淳

東証上場制度総合整備プログラム

【要約】

東証は、2007年9月25日、上場制度総合整備プログラム2007の第一次実施事項を実現するための規則改正を行うことを発表した。

具体的には、上場会社が遵守すべき「企業行動規範」の制定、上場審査・上場廃止などにおける流動性基準の見直しなどが盛り込まれている。

東京証券取引所（以下、東証）は、2007年9月25日、「上場制度総合整備プログラム対応及び組織体制の変更に伴う業務規程の一部改正等について」を発表した¹。

これは、東証が2007年4月24日に「上場制度総合整備プログラム2007」で公表した上場制度の大幅な見直しのうち、第一次実施事項（直ちに実施する事項）を実現するための規則改正である²。

また、併せて、自主規制法人（金融商品取引法に基づき、取引所からの委託により自主規制業務を行う法人）の新設に伴う規則の体制整備も行われる。

規則改正の概要をまとめると次のようになる。

事項	内容
企業行動規範の制定	流通市場機能・株主の権利の尊重義務を明示 MSCB等に関する規制 公表措置、勧告処分による実効性の確保 など
種類株式の発行	（既存の株券につき）取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限がある種類株券等への変更を原則禁止 など
流動性基準の見直し	上場審査・上場廃止基準について、流通株式数基準・流通株式時価総額基準などを導入 上場廃止基準（本則市場）の少数特定者持株比率については実質緩和 など
特設注意市場の創設	有価証券報告書等の虚偽記載などを行ったものの、影響が重大と

¹ 東証のウェブサイト（<http://www.tse.or.jp/about/press/070925s.pdf>）に掲載されている。

² 今回の規則改正については、2007年6月22日に原案が示され、意見募集が行われていた。なお、拙稿「東証、流動性基準を見直し」（2007年7月10日付DIR制度調査部情報）なども参照。



	はいえないとして上場廃止に至らなかった銘柄のうち、内部管理体制等の改善が必要なものを区分して管理
監理銘柄、整理銘柄	従来の「監理ポスト」「整理ポスト」を「監理銘柄（審査中）」「監理銘柄（確認中）」「整理銘柄」に呼称変更
多様な商品の上場	外国ETF、外国株信託受益証券（いわゆるJDR）などの上場制度の整備
自主規制法人	上場審査、適時開示などに関するガイドラインの作成・変更・廃止に関する業務を自主規制法人に委任 など

新規則の施行は、2007年11月1日が予定されている。